

7 福祉・保育等関係

ア 介護

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
痴呆性高齢者に対する介護 （厚生労働省）	「高齢者痴呆介護研究センター」における痴呆介護の研究を強化、促進し、望ましい痴呆性ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	逐次実施			（厚生労働省） 高齢者痴呆介護研究センター（認知症介護研究・研修センターに名称変更）において、介護サービスの提供現場における認知症介護に関する実践的な研究を推進中。具体的には、認知症高齢者に適したアセスメントとケアプランの在り方に関する研究など、医療、福祉等の多角的視点に基づく研究を引き続き実施しているところ。	
介護職の業務範囲等 （厚生労働省）	ALS（筋萎縮性側索硬化症）以外の在宅患者に対するたんの吸引等の行為についても、医師法上の取扱いについて検討し、明確化する。 【平成17年厚生労働省医政局長通知医政発第034006号】	逐次検討・結論			（厚生労働省） 平成17年3月に「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取り扱いについて」（平成17年3月24日付け医政発第0324006号厚生労働省医政局長通知）を发出し、ALS以外の在宅療養患者・障害者で、たんの吸引が必要な在宅のALS患者と同様の状況の者に対して、同様の条件の下で、家族以外の者がたんの吸引を実施することは、当面の措置として容認されるものという考え方を示した。	
在宅サービスと施設サービスとの間の負担の均衡 （厚生労働省）	介護保険における施設サービスと特定施設（有料老人ホーム及びケアハウス）やグループホームとの間にはいわゆるホテルコスト以外にも、食費、光熱費、清掃費などの負担に差があることから、介護保険制度全体の見直しにおける施設体系の在り方等の見直しの中で、在宅サービスと施設サービスとの間の負担の均衡を図る観点も含めて検討し、結論を得る。 （第162回国会に関係法案提出）	検討、結論			（厚生労働省） 介護保険制度における在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、介護保険施設の食費や居住費を保険給付の対象外とするよう内容を盛り込んだ介護保険法改正法案について、平成17年2月8日に閣議決定したところである。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
利用者保護のための監視体制の構築 （厚生労働省）	都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>悪質な事業者に対する対応を強化するため、過去一定期間の事業者の取消履歴等をデータベース化し、都道府県及び市町村間で、情報を共有化することにより、都道府県及び市町村が行う介護保険事業者の指定事務等の適正な実施を支援するシステムを平成17年度中に整備する。</p>	
サービスの質の向上のための取組 （厚生労働省）	市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行うとともに、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。 （前段につき、第162回国会に関係法案提出）	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>サービスの質の確保・向上を図るため、介護サービス事業者等の指定等について更新制を設けるとともに、介護サービス事業者について情報の公表を義務付けることとする内容を盛り込んだ介護保険法改正法案について平成17年2月8日に閣議決定したところであり、この内容等については、都道府県や市町村に対し情報提供等を行っているところである。</p> <p>また、地方公共団体からのご相談に対して、随時応じさせていただいているところである。</p> <p>平成12年度から、市町村が申し出のあったサービス事業所等に介護相談員を派遣し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、当該事業所における介護サービスの質的な向上に努める「介護相談員派遣事業」を実施しており、市町村に対する支援、助成を行うことにより、実施市町村の増を図ってきているところである。</p> <p>実施市町村数 平成12年度：147 平成13年度：394 平成14年度：480 平成15年度：479 平成16年度：481</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
介護支援専門員の在り方 (厚生労働省)	a 介護保険制度の見直しに向けて、例えば、実務経験や現任研修等を反映するようなキャリアパスの導入など、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に更に専門性を持てるようにするための介護支援専門員の能力向上の在り方や、公正中立な活動を確保し得るための支援策について検討し、所要の措置を講ずる。 (第162回国会に関係法案提出)	逐次実施			(厚生労働省) 介護支援専門員の資質向上のあり方については、老人保健健康増進等事業(「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究」)において、経験に応じた研修体系のあり方など所要の検討を行ってきたところである。 これらの検討結果を踏まえ、平成18年度より介護支援専門員について資格の更新制を設け、更新時に研修の受講を義務付けることとする内容を盛り込んだ介護保険法改正法案について、平成17年2月8日に閣議決定したところである。	
	b 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。 【平成17年3月24日厚生労働省老健局振興課事務連絡】	逐次実施			(厚生労働省) 介護支援専門員の試験については、試験の透明性を高めるとともに、受験生が受験する際の参考となるよう、合格基準等を公表できることとした。(平成17年3月24日)	
PFI法を活用した公設民営方式の推進 (厚生労働省、内閣府)	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該PFI事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者を使用させることができる」としているPFI法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、PFIを活用した公設民営を促進する。	逐次実施			(厚生労働省) PFI方式によるケアハウス事業については、具体的なプロジェクトが進行中であった6件のうち東京都杉並区、千葉県市川市及び愛知県高浜市において、施設運営開始に至っている。また、東京都杉並区においては、新たに1件の事業が進行しているところである。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁 （厚生労働省）	a 構造改革特区における公設民営方式又はPFI（民間資金等活用事業）方式による株式会社の特別養護老人ホーム経営の状況や、施設体系の在り方の見直しの状況を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。	逐次検討			（厚生労働省） 現在、公設民営方式として2件が認定され、いずれも平成17年4月から事業が開始される予定。全国展開に対する弊害の発生の有無については、平成17年度下半期に評価を行い判断することとなっている。	
（内閣官房、厚生労働省）	b 構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を平成15年7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特設の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。	逐次実施				
介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等 （厚生労働省）	公的部門、社会福祉法人、民間企業等といった経営主体にかかわらず、利用者やその家族が事業者を選択する際に活用できるチェックリストの作成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切に果たさせるとともに、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの事業者の第三者評価の推進方を講ずる。また、消費者利益の観点から、その運営に関する監視体制の強化を図る。 （第162回国会に関係法案提出）	逐次実施			（厚生労働省） 利用者による介護サービス事業者の適切な選択を支援するため、全ての事業者に情報の公表を義務づけるための調査研究を平成15年度より実施するとともに、平成16年度からはモデル事業を併せて実施しているところである。 これらの検討結果を踏まえ、平成18年度より準備が整ったサービスから第三者の調査を受けた情報の公表を義務づける内容を盛り込んだ介護保険法改正法案について、平成17年2月8日に閣議決定したところである。	
保険者による介護保険施設定数の調整 （厚生労働省）	保険財政を安定的に運用していく観点から、保険者たる市町村にサービスの供給をコントロールする権限を付与することを、介護保険全体の見直しの中で検討し、結論を得る。 （第162回国会に関係法案提出）	検討・結論			（厚生労働省） 高齢者等が住み慣れた地域でなじみの関係の中で暮らし続けることができるよう、多様な介護ニーズに対応する地域密着型サービスを創設し、このサービス類型については保険者たる市町村が事業者の指定、指導監督権限を有することとす	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					る内容を盛り込んだ介護保険法改正法案について、平成17年2月8日に閣議決定したところである。	
有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組み （厚生労働省）	有料老人ホームが、契約の当事者が高齢者であり、多額の一時金を必要とし、住み替えが困難であること、提供されるサービスが介護を含めた入居者の生活全般に及ぶことにかんがみ、銀行保証の内容等一時金の保全措置について、より確実に入居希望者に情報提供させるようにするなど、有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組の充実を図る。 （第162回国会に係る法案提出）	検討・結論			（厚生労働省） 平成15、16年度において有料老人ホームの一時金に係る保全措置の状況について実態調査を行ったところである。 平成18年度より事業者へ一時金の保全措置の内容等について情報の公表を求めるとともに、一定の保全措置を義務づける内容を盛り込んだ介護保険法改正法案について、平成17年2月8日に閣議決定したところである。	
高齢者介護の新しい仕組みの在り方 （厚生労働省）	介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容（評価）を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を進めるとともに、その確立を図る。	科学的・実証的研究の開始	逐次実施		（厚生労働省） 現在、訪問介護サービスにおいて実施されているサービスの内容とそれに要する標準的時間を、利用者の状態ごとに明らかにするため、「訪問介護における介護内容調査事業」を行っているところである。	
介護保険の給付対象となる福祉用具等の給付の適正化 （厚生労働省）	福祉用具については、給付の適正化について検討し所要の措置を講じる。 （第162回国会に係る法案提出） 【平成16年厚生労働省老健局振興課長通知老審発第0617001号】	16年度一部措置 次期介護保険全般の見直しに併せ検討・結論			（厚生労働省） 個々の福祉用具ごとに福祉用具の特性、利用者の状態からして使用が想定しにくい状態像及び使用が想定しにくい要介護度を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を作成し、平成16年6月17日付けで各都道府県・政令指定都市宛てに通知した。また、福祉用具販売の事業を行う事業者に対して指定制の導入を行う内容を盛り込んだ介護保険法改正法案について、平成17年2月8日に閣議決定した。	

イ 保育

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
公立保育所の民間への運営委託等の促進 （厚生労働省、内閣府）	a 都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事実上の行為として民間事業者に委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の活用を促進する。	逐次実施			（厚生労働省） 公立保育所の運営等を民間事業者に委託することが可能であることの周知徹底を実施した。（厚生労働省の全国保育関係事務担当者会議（平成17年3月23日））	
	b 学校の余裕教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。	逐次実施				
保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入 （厚生労働省）	平成9年の児童福祉法の改正による新しい入所方式の実施状況、待機児童の状況、介護保険や障害者支援費方式の実施状況等を踏まえ、長期的には、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うことができないか、その可否について検討する。 また、利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否についても長期的に検討する。	可否について長期的に検討			-	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
保育サービスに関する情報の一体的提供の推進 （厚生労働省、文部科学省）	利用者による選択の利便性向上と、サービス内容の情報提供の促進を図る観点から、保育所、認可外保育施設及び幼稚園についての情報を各地方自治体がインターネット等により提供する場合には、施設の位置づけを明確にした上で、一覧性等を持たせた形で行われるよう、地方自治体に対し、積極的に働きかける。	逐次実施			（厚生労働省） 保育所、認可外保育施設についての情報提供を各地方自治体がインターネット等により提供する場合には、施設の位置づけを明確にした上で一覧性等を持たせた形で行えるよう周知徹底を実施した。（厚生労働省の全国保育関係事務担当者会議（平成17年3月23日）） （文部科学省） 幼稚園担当指導主事・担当者会議において周知。（平成16年5月13・14日）	
保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進 （厚生労働省）	a 第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。	逐次実施			（厚生労働省） 福祉サービス共通の評価基準を策定し、第三者評価基準の考え方、着眼点をまとめ、都道府県知事に通知「福祉サービスの第三者評価基準に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号社援発第0507001号老発第0507001号） なお、保育所を含む児童福祉施設の第三者評価基準については、平成16年度に全国社会福祉協議会の評価基準等委員会において検討を行い、その検討結果を踏まえた上で平成17年度に第三者評価基準のあり方について通知することとしている。	
（文部科学省）	b 地方公共団体や関係団体のホームページなどで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。	逐次実施			（文部科学省） 幼稚園担当指導主事・担当者会議において周知。（平成16年5月13・14日）	
夜間保育、休日保	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等	新エンゼ			（厚生労働省）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
育の推進 （厚生労働省）	を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	ルプラン （11年12月19日策定）に基づき、計画的に推進			<p>新エンゼルプランに基づき計画的に推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日保育実施保育所 （新エンゼルプランにおける平成16年度末目標：300箇所） 271箇所(H14.3) 354箇所(H15.3) 525箇所(H16.3) ・夜間保育所 53箇所(H14.4) 57箇所(H15.4) 64箇所(H16.4) <p>なお、平成17年度以降の重点施策の具体的実施計画を定めた「子ども・子育て応援プラン」を平成16年12月24日に策定。</p>	
認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底 （厚生労働省）	a 認可保育所について、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を実施した。（全国保育関係事務担当者会議（平成17年3月23日））</p>	
	b 待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を実施した。（全国保育関係事務担当者会議（平成17年3月23日））</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
認可保育所の経営主体や施設基準についての地方自治体への周知徹底 （厚生労働省）	民間企業による設置経営の容認や、近所の公園を園庭の代替とすることの容認といった施設基準の緩和など既に実施された規制緩和措置について、より一層の周知徹底を図る。	逐次実施			（厚生労働省） 既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を実施した。（全国保育関係事務担当者会議（平成17年3月23日））	
認可外保育施設に対する指導監督の徹底 （厚生労働省）	第153回国会において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。	逐次実施			（厚生労働省） 周知徹底を実施した。（厚生労働省の全国保育関係事務担当者会議（平成17年3月23日））	
保育所等の受入児童数の拡大 （厚生労働省）	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	逐次実施			（厚生労働省） 平成13年7月に閣議決定された「待機児童ゼロ作戦」に基づき、平成16年度においては、約5万人の受入児童数の増大を図ることとしている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
幼稚園・保育所の一元化 （文部科学省、厚生労働省）	地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。	取りまとめ	措置		<p>（文部科学省、厚生労働省）</p> <p>総合施設の実施に向けては、文部科学省・厚生労働省において、平成16年5月から中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議を設置して検討を進め、平成16年12月24日に総合施設の基本的な在り方について「審議のまとめ」をとりまとめたところである。</p> <p>今後のスケジュールについては、平成17年度から総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等について検討するための試行事業（公立15箇所、私立15箇所）を先行実施し、これらの試行事業の実施状況も踏まえた上で具体的な制度設計を行い、平成18年度から本格実施することとしている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
放課後児童の受入体制の充実 （厚生労働省）	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ（10人以上20人未満）への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）に基づき計画的に推進			（厚生労働省） 新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）に基づき、放課後児童クラブのか所数を全国で15,000か所とするよう、余裕教室等を活用しつつ計画的に整備を実施した（平成16年度末時点で15,134か所）。また、小規模な放課後児童クラブ（10人以上20人未満）についても平成13年度から過疎地等に限定して国庫補助対象とし、平成14年度からは過疎地等要件を撤廃した。さらに長時間の開設加算の創設（平成11年度）、土日祝日開設加算の創設（平成14年度）を行うなど、放課後児童の受入体制の充実を図った。 なお、平成17年度以降の重点施策の具体的実施計画を定めた「子ども・子育て応援プラン」を平成16年12月24日に策定。	
地域子育て支援センター事業のNPO法人への委託の容認 （厚生労働省）	現行では、保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に限定されている地域子育て支援センター事業の委託先を、子どもの健全育成を図る活動を主たる活動事業とし、かつ市町村が適当と認めるNPO法人にも認める。 【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0430002号】	措置			（厚生労働省） 地域子育て支援センター事業については、その事業運営が適切と認められる特定非営利法人にも委託することができるよう措置。（「特別保育事業の実施について」（平成16年4月30日雇児発第0430002号））	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
新設の社会福祉法人が土地の貸与を受けて保育所を設置することの容認 （厚生労働省）	<p>待機児童の解消等のため、緊急に保育所の整備が求められている地域においては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域以外の地域であつても、次の要件に該当する場合、新設の社会福祉法人が保育所を設置する際、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを容認する。</p> <p>(1)保育所を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記すること</p> <p>(2)賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められること</p> <p>【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知雇児発第0524002号、社援発第0524008号】</p>	措置			<p>（厚生労働省）</p> <p>既設法人以外の社会福祉法人が国又は地方公共団体以外の者から、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合等の要件緩和。（「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524002号））</p>	
株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営の解禁 （厚生労働省）	<p>株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営主体に係る制限については、大型児童館A型の設置を除き、一定要件の下に撤廃する。</p> <p>【平成16年厚生労働事務次官通知厚生労働省発雇児第0326006号】</p>	措置			<p>（厚生労働省）</p> <p>「児童館の設置運営について（平成2年8月7日厚生事務次官通知）」を改正し、平成16年4月1日から、株式会社、NPO法人等による児童館の設置運営（大型児童館A型の設置を除く。）を可能とした。</p>	
保育所の保育料の収納事務の私人への委託の容認 （厚生労働省）	<p>現行、公金であるため私人が取り扱うことが認められていない保育所の保育料について、収納事務を私人に委託することを可能とする。</p> <p>（第159回国会に法案提出）</p> <p>【児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）】</p>	法案成立 後公布	措置（4月 施行予定）		<p>（厚生労働省）</p> <p>平成16年11月26日に成立した児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）により保育料の収納事務の私人への委託を可能とした。（平成17年4月1日施行）</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
多様な保育サービス制度の拡充 （厚生労働省）	パートタイム労働者等が保育所を利用しやすくするため、利用者のニーズに応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充する。 【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0430002号】	措置			（厚生労働省） 特定保育事業の対象年齢を就学前までに拡充した。「特別保育事業の実施について」（平成16年4月30日雇児発第0430002号）	

ウ 障害者施策

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期				
		16年度	17年度	18年度		
バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。	逐次実施			(総務省) ・ 高齢者・障害者を含め誰もが使いやすい情報通信機器、システム、サービスの研究開発等を行う民間企業などへの支援等、情報バリアフリー化を推進している。 ・ 交通バリアフリー法に基づき、各種支援措置を通じて、旅客施設、車両等のバリアフリー化を推進。 (経済産業省) 障害者等がITを活用して、経済、社会に積極的かつ円滑に参画できる環境を整備するため、「障害者等ITバリアフリー推進のための研究開発」として、携帯電話への接続アダプタを用いた移動支援システムの開発を行った。また、情報アクセシビリティについて、情報通信分野の共通指針、情報処理装置及びウェブコンテンツの設計指針をJISとして制定した。 (国土交通省) 交通バリアフリー法に基づき、各種支援措置を通じて、旅客施設、車両等のバリアフリー化を推進。 市町村による交通バリアフリー基本構想の策定を促進するため、地域の交通バリアフリープロモーターを派遣。また、交通バリアフリーに対する住民の意識を高め、「心のバリアフリー」社会の実現を目指すため、高齢者、身体障害者等に対する介助体験・疑似体験を行う「交通バリアフリー教室」等を開催。 歩行空間のバリアフリー化については、幅の広い歩道の整	

					備や歩道の段差・勾配等の改善、立体横断施設へのエレベータの設置等を実施。 （警察庁） 歩行者等支援情報通信システム（PICS）等のバリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED化、道路標識・道路標示の大型化等を推進した。
障害者福祉制度の改革 （厚生労働省）	支援費制度により、利用者の選択肢が広がることとなるが、高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費制度としている。この意味から、支援費制度について、介護保険制度の見直しと併せ、両制度の関係を含めた抜本的な検討を行う。	検討・結論			（厚生労働省） 平成17年2月、障害者自立支援法案を国会に提出。支援費制度を見直し、障害種別にかかわらず共通のサービスを、同じ仕組みで提供するなど、障害保健福祉施策を抜本的に改革するもの。

エ 社会福祉法人

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し （厚生労働省）	社会福祉法人のより効率的な運営や、そのサービスの供給拡大を図るため、担当行政部門間の円滑な調整や、行政の不整合の解消を促進するとともに、既に行われた規制緩和措置について、地方公共団体に対し一層の周知徹底等を図る。	必要に応じて逐次実施			（厚生労働省） 平成17年1月19日に行われた全国厚生労働関係部局長会議において、都道府県・市に対し周知を行った。	
社会福祉法人の在り方の見直し （厚生労働省）	社会福祉施設の運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいため、例えば、社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れについて早急に検討する。 【平成17年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知雇児発第0128001号・社援発第0128001号・老発第0128001号等】	措置			（厚生労働省） 当省での検討を踏まえて、平成17年1月に通知を発出した。	
社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進 （厚生労働省）	消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する。	必要に応じて逐次実施			（厚生労働省） 平成17年3月1日に行われた社会・援護局関係主管課長会議において、都道府県・市に対し周知を行った。	
社会福祉協議会の役割の見直し （厚生労働省）	平成12年に改正された社会福祉法は、市区町村社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことを明確にした。このため、社会福祉協議会については、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて、重点的に取り組んでいく役割を担うものとする。なお、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえて、ほかの事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めるよう、周知徹底を図る。	必要に応じて逐次実施			（厚生労働省） 平成17年1月19日に行われた全国厚生労働関係部局長会議において、都道府県・市に対して周知を行った。	

才 年金

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期				
		16年度	17年度	18年度		
公的年金の相互協定の対象国の拡大 (厚生労働省、外務省)	公的年金の保険料の二重払いを回避すること及び当該国及び我が国の公的年金加入期間の通算により受給権を確立させ、掛け捨てを防止することを目的とする社会保障協定について、現在交渉中の米国、韓国、フランス、ベルギー等との早期交渉妥結、また、その他交渉未開始国との交渉を早期に開始する。	逐次実施			<p>(外務省、厚生労働省)</p> <p>米国との間では平成16年2月にワシントンにおいて協定の署名が行われた。すみやかに協定が発効されるよう、引き続き日米両国で必要な手続き・作業を進める。</p> <p>韓国との間では平成16年2月にソウルにおいて協定の署名が行われた。日韓両国において協定発効に必要な手続き・作業を終え、平成17年4月1日に発効する。</p> <p>フランスとの間では平成17年2月にパリにおいて協定の署名が行われた。できるだけ早期の協定発効を目指し、引き続き日仏両国で必要な手続き・作業を進める。</p> <p>ベルギーとの間では平成17年2月にブリュッセルにおいて協定の署名が行われた。できるだけ早期の協定発効を目指し、引き続き日ベルギー両国で必要な手続き・作業を進める。</p> <p>カナダ、オーストラリア及びオランダの間でも協定締結に向けた作業を進めており、カナダの間ではこれまで1回の案文交渉を行い、平成17年5月16日~20日に第2回案文交渉を行う予定、オーストラリアの間ではこれまで3回の準備協議を行い、平成17年6月末に第1回案文交渉を行う予定、オランダの間では平成17年3月に準備協議を開始したところである。協定の早期締結に向け、引き続きこれらの国と案文交渉等を行う。</p> <p>その他の国については、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の規模、在留邦人及び進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、等を総合的に考慮し、優先度の高いものから順次取り組んでいくこととしている。</p>	

<p>国民年金の徴収事務等の見直し (厚生労働省)</p>	<p>a 現在未納者に対して行われている催告状の送付、電話等による納付奨励を引き続き実施するとともに、徴収の効率性、公平性等に留意しつつ、必ずしも高所得者層に限定せず、職権による強制徴収を的確に実施する。 【平成16年社会保険庁運営部年金保険課長通知庁保発第0910001号】</p>	<p>措置</p>			<p>(厚生労働省) 平成16年10月に、社会保険事務所ごとに催告状の送付等の主な対策の実施目標を盛り込んだ行動計画を策定し、その進捗状況を管理したほか、強制徴収については、平成16年度からは「国民年金保険料の強制徴収の取扱いについて(平成16年9月10日庁保発第0910001号)」に基づき、市町村から提供された所得情報を活用して対象者の選定を行うなどの効率化を図り、平成16年度は平成15年度の3倍の約3万人の未納者を対象に最終催告状を発送し、110件の差押えを行った。</p>	
	<p>b 民間事業者等に保険料の直接集金を行わせることを検討する等、徴収事務等の民間委託を一層推進する。</p>	<p>逐次実施</p>			<p>(厚生労働省) 国民年金保険料収納業務の外部委託の拡大を図ることとし、平成17年度中に、納付督促及び保険料の納付委託を包括的に委託する市場化テストのモデル事業を実施することとしている。</p>	

カ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
ドメスティックバイオレンス被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限に関するガイドラインの策定 （総務省）	ドメスティックバイオレンス被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限の在り方について先進的な取組み事例も参考にしつつ、検討を開始し、検討結果を踏まえて閲覧制限に関するガイドラインを策定する。 【平成16年総務省令第89号、平成16年総務省・法務省令第1号、平成16年総務省自治行政局長通知】	16年のできるだけ早い時期に措置			（総務省） 省令改正等を行い、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については「不当な目的」があるものとし、交付しない又は閲覧させない等の措置を採ることとした（平成16年7月1日施行）	